

# 国民年金からの

## お知らせ

### 国民年金(ほろ)と加入

しっかりと納付!

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病气やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金がつけられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。加入の手続きは、市役所または年金事務所へお尋ねください。(20歳前に就職して厚生年金等に加入中の方は、加入手続きは不要です)なお、学生の方や収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など、保険料の支払いを猶予する制度がありますので、市役所などで国民年金の加入手続きと併せて申請してください。また加入後は、納付期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来、受給する老

齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、保険料は、年金事務所から送付される「納付書」で、金融機関、またはお近くのコンビニエンスストアなどでお支払ください。

### 口座振替の申込みについて

□口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくなるとも便利です。また、□口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とさせていただきますことにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納もあり、大変お得です。申込みには、基礎年金番号の記入が必要となりますので、年金手帳などの基礎年金番号がわかるもの及び通帳と金融機関届出印をご持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。平成24年度の1年度分及び上期6カ月分(4月分～9月分)は、2月末までに、申込みください。

## 退職者医療制度を 「こ存じ」ですか?

会社などを退職し、年金(厚生年金など)を受けられる人とその扶養家族は、65歳になる月未まで「退職者医療制度」で医療を受けることになります。退職者医療制度に該当しても医療機関にかかる際の自己負担など、該当者本人はこれまでと同様に変わりありませんが、かかった医療費の一部が国の交付金で賄われるため、市の国民健康保険の負担が軽減され、医療費の削減になります。必ず届出をしましょう。

### ▼対象となる人

現在65歳未満で国民健康保険に加入し、厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金の加入期間が20年以上または40歳以降で10年以上あつて年金を受給している人。

### ▼加入手続き

年金受給権の発生後、年金証書を受けてから14日以内に、国保の担当窓口へ届出ください。国保から「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

### ▼届出に必要なもの

- ・保険証
- ・年金証書

問合せ 医療保険係 ☎ 32・2214

## 赤平市市税等収納向上対策本部

介護保険料の納め忘れ・滞納には「ご注意ください」!

介護保険でサービスを利用されるとき、利用者はかかった費用の1割を負担いただくだけで、あとの9割は介護保険から給付されます。納付期限から1年以上、特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を納めていない方は、滞納期間に応じて、次のように保険給付を制限されますのでご注意ください。

「1年以上滞納する」と…  
費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割)が支払われる形となります。

「1年6カ月以上滞納する」と…  
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと、滞納していた保険料と相殺されます。

「2年以上滞納する」と…  
利用者が負担が1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス費が受けられなくなります。※滞納が2年以上続くと、介護保険料を遡って納めることができなくなりますので、ご注意ください!

介護健康推進課 介護福祉係 ☎ 32・2217

### 市税・使用料等の納付は便利・確実・安心な口座振替!

お仕事など日中忙しく不在がちな方や、うっかり忘れがちな方に、納期ごとに市役所や金融機関へ行く手間がはばけ、納め忘れの心配のない便利で安心な口座振替をおすすめします。□口座振替の手続きは、通帳とお届けの印鑑をもって市役所各収納担当窓口か市内金融機関窓口で簡単にできますので、「ぜひ」ご利用ください。

### 納税(付)相談について!

平日、午前8時30分から午後5時までの間、随時担当係で納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

### 【今月の納税】

- 国民健康保険税 第8期
- 後期高齢者医療保険料 第8期
- 介護保険料 第6期

### 納期を守ろう!

2月29日(水)までに納入しましょう!

### ■ 事務局 ■

税務課納税係  
☎32-2219